

別表1

秋田県立農業科学館

区分	項目	施工時期	施工場所	数量	単位	備考
1 植栽樹木育成管理	1 樹木園等除草	適時※	樹木園、遊具広場、垣根付近、屋外トイレ周り、曲屋付近、炭焼小屋周辺、花壇広場等	20,337	㎡	※基準は別表2を参照。
	2 法面除草	適時※	道路・駐車場の周り、あずま家(山の上にある)近辺、遊歩道(炭焼小屋～第2駐車場)近辺等	11,890	㎡	※基準は別表2を参照。
	3 高中木剪定 低木剪定	随時	樹木園、遊歩道周辺、炭焼小屋周辺、駐車場周辺、あずま家(山頂にある)周辺、垣根周辺、花壇広場等	817	本	主に枝払いを行う。植栽樹木の状態により判断する。
		随時		12,975	株	特にアベリアやハギ
	4 高中木施肥	1回	「3高中低木剪定」と同じ	817	本	果樹園、りんご園を除く
	5 高中木消毒 低木消毒	1回及び必要時	「3高中低木剪定」と同じ	817	本	病虫害発生時は対応する。バラを除く。
		1回及び必要時		12,975	株	
	6 高中木冬季消毒 低木冬季消毒	1回及び必要時	「3高中低木剪定」と同じ	817	本	病虫害の発生を抑制するために施工する。
		1回及び必要時		12,975	株	
7 低木等冬囲い	11月～3月	敷地内の低木等	12,975	株	植栽箇所、状況により必要箇所施工する。	
2 芝育成管理	1 消毒、施肥、目土	適時	やすらぎ広場、本館周辺	19,765	㎡	消毒には除草剤散布以外にも病虫害発生時は対応する。
	2 芝刈	適時※	やすらぎ広場、本館周辺	19,765	㎡	※刈り込み時期は別表2の基準を参照。
3 園内清掃	1 清掃	随時 (冬期間を除く)	状態を確認の上、必要な箇所	19,765	㎡	
4 果樹園管理	1 消毒	14回以上及び必要時	果樹園全区画	68	本	病虫害予防及び発生時。
	2 冬季消毒	1回及び必要時	果樹園全区画	68	本	病虫害予防。
	3 施肥	1回	果樹園全区画	68	本	
	4 摘蕾・摘実	3回以上及び必要時	果樹園全区画	28	本	
	5 除草	適時	果樹園全区画	4,005	㎡	※基準は別表2を参照。
	6 剪定	適時	果樹園全区画	68	本	※基準は別表2を参照。
	7 防鳥ネット	設置・撤去	リンゴ、梨など	28	本	
5 りんご園管理	1 消毒	7回以上及び必要時	りんご園全区画	56	本	病虫害予防及び発生時。
	2 冬季消毒	1回及び必要時	りんご園全区画	56	本	病虫害予防。
	3 施肥	1回	りんご園全区画	56	本	
	4 摘蕾・摘実	3回以上及び必要時	りんご園全区画	32	本	
	5 除草	適時	りんご園全区画	4,273	㎡	※基準は別表2を参照。
	6 剪定	適時	りんご園全区画	32	本	※基準は別表2を参照。
	7 防鳥ネット	設置・撤去	りんご園全区画	32	本	

※各本数については植栽台帳より全ての本数を記載

区分	項目	施工内容等	
共通事項	共通事項	刈り取った草や枯枝・枯葉などは、堆肥置き場等に捨てること。 当館より別途指示ある場合は、必要な措置を施すこと。 薬剤等を取り扱う場合は、施工箇所の使用状況に応じて薬剤を選定し、施工すること。 例) やすらぎ広場: 芝の上に直接座って昼食を取る方もいるので注意が必要。 例) 散策路: 犬の散歩で利用しているので注意が必要。	
		一般事項	
1 植栽樹木育成管理	1	樹木等に備え付けている名票の状態を確認し、外れている物は設置すること。 景観上良くないと判断される事項が発生した場合は、必要に応じて処置を施すこと。 冬期間においては、降雪量の多少にかかわらず定期的に巡回し、雪害等が発生しないよう注意すること。なお、必要がある場合は、工作物・樹木等に積もった雪を排除すること。	
	2	1 樹木園等除草 病害虫予防及び人が立ち入っても支障がないよう下草刈りを行うこと。	
	3	2 法面除草 病害虫予防及び景観上より判断し適所に下草狩りを行うこと。	
	4	3 高中木剪定 枯れ枝や道路、園路上邪魔になる枝、景観上より必要と判断できる箇所を、適所に行うこと。	
	5	4 低木剪定 アベリヤ、ハギなどを景観上及び維持管理上(冬囲いなど)により、適所に判断して剪定すること。	
	6	5 高中木施肥 樹種の状態により必要に応じて施工すること。	
	7	6 高中木消毒 各樹種の状態を観測し、病害虫の早期発見と早期薬剤散布を行うこと。	
	8	7 低木消毒 病害虫予防のために必要な消毒を行うこと。 雪解け後の4月下旬か、3月下旬を目処に適所に判断して施工すること。	
2 芝育成管理	1	消毒、施肥、目土 病害虫や雑草などの早期発見と早期薬剤散布を行うこと。なお、薬剤散布等を行い、施肥や目土が必要と判断される時は、必要箇所施工すること。	
	2	芝刈 芝草高で約25mmから35mm程度になった時に、芝刈りを行うこと。 芝刈を行う場合は、原則一斉に施すこと。また、刈った後は縞模様にならないよう注意すること。 浄化槽関係のマンホール周辺や歩道・建物周りについても、同様に刈り取ること。 施工後は、刈芝を回収すること。	
3 園内清掃	1	清掃 週に1回程度は巡回して、ゴミや落ち葉、枯れ枝等ないか確認して汚れている若しくは散らばっている場合は、掃き掃除を行うこと。 全ての園路及び歩道、エントランスプラザの手抜き除草を適所に行うこと。 敷地内の排水路や側溝の状態を常に監視し、排水状態に支障がある場合は清掃を行うこと。 悪天候による落ち葉など散乱した場合は、随時清掃を行うこと。また、当館より別途指示ある場合も同様とする。	
果樹関係共通事項	一般事項	当館事業に合わせた施工計画を立てること。(特にリンゴ狩り) 当館より別途指示ある場合は、必要な措置を施すこと。 薬剤等を取り扱う場合は、事業計画に合わせて取り扱うこと。 例) リンゴ狩りには薬剤が残留しないよう注意すること。 冬期間においては、降雪量の多少にかかわらず月に1回は巡回し、雪害等が発生しないよう注意すること。なお、必要がある場合は、工作物・樹木等に積もった雪を排除すること。 各種業務を施工する際には、長期的な見地により総合的に判断すること。 スズメバチが補食する果樹には、トラップ等必要な処置を事前に施すこと。	
		1	消毒 病害虫を予防するため、その時期に必要な消毒を適所施すこと。 施工回数などは、各樹種の状態や当館の事業に合わせた必要数を施すこと。
		2	冬季消毒 病害虫予防のために必要な消毒を行うこと。
		3	施肥 各樹種の状態に応じた必要箇所の施肥を施すこと。
		4	摘蕾・摘実 各樹種の状態を監視し、一定の収穫量を確保できるよう適時に施工する。
		5	除草 病害虫予防及び人が踏み入れても支障なる前に適所に下草刈りを行うこと。
		6	剪定 各樹種の枝振り、実りの状態や次年度以降の芽吹きを考慮し、適所に判断して施工する。
		7	防鳥ネット 鳥害を受ける樹種について、必要数施すこと。
4 果樹園管理	1	リンゴ 管理は果樹関係共通事項に準じる。 当館主要事業のリンゴ狩りを行うため、特に収穫量には一定量確保できるよう施工すること。	
	2	なし 管理は果樹関係共通事項に準じる。 ※来館者等による収穫有り。	
	3	かき及びその他 管理は果樹関係共通事項の一般事項、消毒、除草、剪定に準じる	
5 りんご園管理	1	リンゴ 管理は果樹関係共通事項に準じる。 当館主要事業のリンゴ狩りを行うため、特に収穫量には一定量確保できるよう施工すること。 リンゴ狩りの際は下草狩りを事前に行うこと。 長期的見地より、一定量の収穫を得るために植樹が必要な場合は、当館と協議する。	